

新入生保護者の皆さまへ **重要なお知らせです。必ずご覧ください。**



# 関西学院大学

2024年度

## 学研災付帯学生生活総合保険のご案内

(公益財団法人日本国際教育支援協会 学研災付帯学生生活総合保険)

「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ」も対象となる天災危険補償特約付

関西学院大学では「学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)」に**全員加入**しております。  
学研災付帯学生生活総合保険(略称:**付帯学総**)は「学研災」を補完する**任意加入の上乗せ保険**です。

(この制度は公益財団法人日本国際教育支援協会が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引**30%**適用



### 通院1日目から補償

- かぜによる通院でも1日目から対象
- 調剤薬局で処方された薬代金も対象



保険金お支払い例

治療費用(病気):発熱のため通院した。  
…お支払い保険金: **3,860**円

©東京海上日動

治療費用(ケガ):学校行事の準備中、右足親指を強打し負傷した。  
…お支払い保険金: **12,220**円

### 個人賠償責任示談交渉サービス付

- インターンシップやアルバイト中も補償の対象となります!
- 全国各地の自転車条例にも対応しています!
- 臨床実習にも対応



保険金お支払い例

個人賠償責任:自転車で、停車中の車に追突した。  
…お支払い保険金: **100,954**円

©東京海上日動

### <本保険の特長>

- 扶養者に万一のことがあった場合も、卒業時までの授業料・生活費を補償(A・B・D・Eタイプ)**
- 日常生活全般のケガのみならず病気による通院や入院にかかる自己負担分を1日目から補償(全タイプ)**
- 新型コロナウイルス感染症にも対応しております!**  
※治療費用(健康保険等の一部負担金があった場合)、救護者費用、学資費用保険金(病気)が対象
- インターンシップやアルバイト中など日常生活全般の賠償事故を補償(全タイプ)**  
安心の示談交渉サービス(\*)付き (\*被害者との示談交渉を保険会社が代行させていただくサービス  
兵庫県・大阪府の自転車条例にも対応
- (下宿生向け)下宿先の家主に対する賠償事故を補償(D・E・Fタイプ)**

募集締切日

振込の場合 **2024年3月29日(金)まで**

WEBの場合 **2024年3月31日(日)まで**

なるべくお早めに入学手続と同時に  
お手続きください。

▶ **本保険へのご加入には、便利で簡単な「Web加入」をおすすめします**



## 関西学院大学

公益財団法人 日本国際教育支援協会

## 注意事項

### ご加入の際のご注意

(被保険者の範囲)

この保険の対象者(被保険者)は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります。(本学に在籍しないこととなった場合は、原則中途脱退の手続きを取らせていただきますので、取扱代理店までご連絡ください。)

(補償の重複に関するご注意)

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用産産特約
- 救護者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約
- 疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(扶養者の指定)

扶養者として指定できるのは、原則として、被保険者(この保険の対象となる学生)の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。(被保険者が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

(死亡保険金受取人の指定)

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合には所定の方法により被保険者の同意が必要となります。(被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人(親権者等)が代理して行うことが必要です。)同意のない場合には、保険契約が無効になります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会下さい。

(告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等)

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります。)。告知事項は、以下の事項となります。

- 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の生年月日
- 被保険者(ご本人)がお仕事に就いている場合、その職業・職務
- 被保険者(ご本人)が加入する公的医療保険制度
- 他の保険契約等\*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
- \*他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください(引受保険会社)。
- 加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。このパンフレットは、学研災付帯学生生活総合保険(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款にあります。ご不明の点がありましたら、取扱代理店までご照会ください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご覧ください。  
学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペイトネームです。この保険は(公財)日本国際教育支援協会をご契約者と(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

**留学等により保険期間の延長が必要な場合もご対応が可能です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。**

DM等にて類似のパンフレット等が配布されることがありますが、本制度とは一切関係ありませんのでご注意ください。

## 加入者証

加入者証は、東京海上日動より、保護者の方宛てにお届けします。

加入者証到着までは払込取扱票の振替払込請求書兼受領証が当加入の証となりますので、このパンフレットと合わせて大切に保管してください。

なお補償は、加入者証到着以前でも補償開始日より開始しております。

(発送予定 補償開始日より2ヶ月後 4月1日補償開始日の場合、6月初旬を目処にお送りします。)

お問い合わせ・連絡先(取扱代理店)

## 株式会社 ケージークレセント

(関西学院同窓会100%出資)

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155 関西学院会館1F

# TEL.0120-987-543

注)事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。  
※代理店の営業時間外に、個人賠償責任保険の事故が発生した場合(日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合)は、東京海上日動安心110番[0120-720-110]へのご連絡をお願いいたします。  
※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。

引受保険会社

## 東京海上日動火災保険株式会社

担当課:兵庫本部 企業営業部 神戸公務金融課

〒650-0024 神戸市中央区海岸通7番第二神港ビル

TEL.078-333-7241

# 関西学院大学が提供する各種保険について

## 学研災付帯学生生活総合保険について 推薦のことば

皆さん、合格おめでとうございます。

おそらく皆さんは今、4月から始まる大学生活に、大きな希望と不安を同時に抱いていることでしょう。その一生に一度の大切な時間を、ぜひ積極的かつ有意義に送ってください。私たちは皆さんが事故や病気・災害に遭うことなく、健康で実り豊かな大学生活を送ることを、心から願っています。しかし現実には、多くの学生が事故などに遭っています。

本学はそのような場合に対応すべく、全学生を対象として、正課や大学行事、課外活動において、また大学施設内や通学において、学生本人がケガをした場合に備えた「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。加えて、正課や大学行事、大学が派遣するインターンシップ・教育実習において、またそのための移動中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えた「学生教育研究賠償責任保険」にも加入しています。しかしこれらの保険は、上記の通り、教育研究活動中およびそのための移動中の事故にしか適用されず、個人の日常生活におけるケガや損害賠償責任などは対象外です。

自分の生活はまず自分自身で守ることを心がけ、新しい大学生活を充実したものにしてください。



関西学院大学 学生生活支援機構  
副機構長（学生部長）  
本郷 亮  
（関西学院大学経済学部 教授）

## 各種制度の全体像

入学時に全員加入済

- (1) 学研災
- (2) 付帯賠償

今回のご案内

- 上乗せ補償
- (3) 付帯学総

	正課等(教育研究活動中のみ)	日常生活全般
ケガ	死亡・後遺障害 ▶ 学研災	
	治療費用 ▶ 学研災	
疾病(治療費用)		
賠償	付帯賠償	
学資費用(ケガ・病気)		付帯学総
育英費用(ケガ)		
生活用動産・借家人賠償責任		

## 各種制度のご説明

入学時に全員加入済

### (1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

国内外において、正課、学校行事、課外活動中等(クラブ活動等)、教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に**傷害(ケガ)**を被った場合に保険金をお支払いします。**なお、病気はこの保険の対象ではありません。**

- 正課中・学校行事中のケガ⇒**治療日数1日目以上**が補償対象
- 課外活動を行っている間以外で学校施設内にいる間のケガ⇒**治療日数4日以上**が補償対象
- 学校施設内外を問わず課外活動を行っている間のケガ⇒**治療日数14日以上**が補償対象  
等の要件あり

### (2) 学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)

国内外において、学生が正課、学校行事、課外活動(\*)およびその往復中に他人にケガを負わせた場合や、他人の財物を損壊した場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

<問い合わせ先>

関西学院大学 学生生活支援機構 学生課 (平日8:50-11:30. 12:30-16:50)  
TEL 0798-54-6110【西宮上ヶ原キャンパス 学生サービスセンター1階】  
<https://www.kwansei.ac.jp/campuslife/insurance>  
詳細は上記サイトから確認できます



今回のご案内

### (3) 学研災付帯 学生生活総合保険(付帯学総)

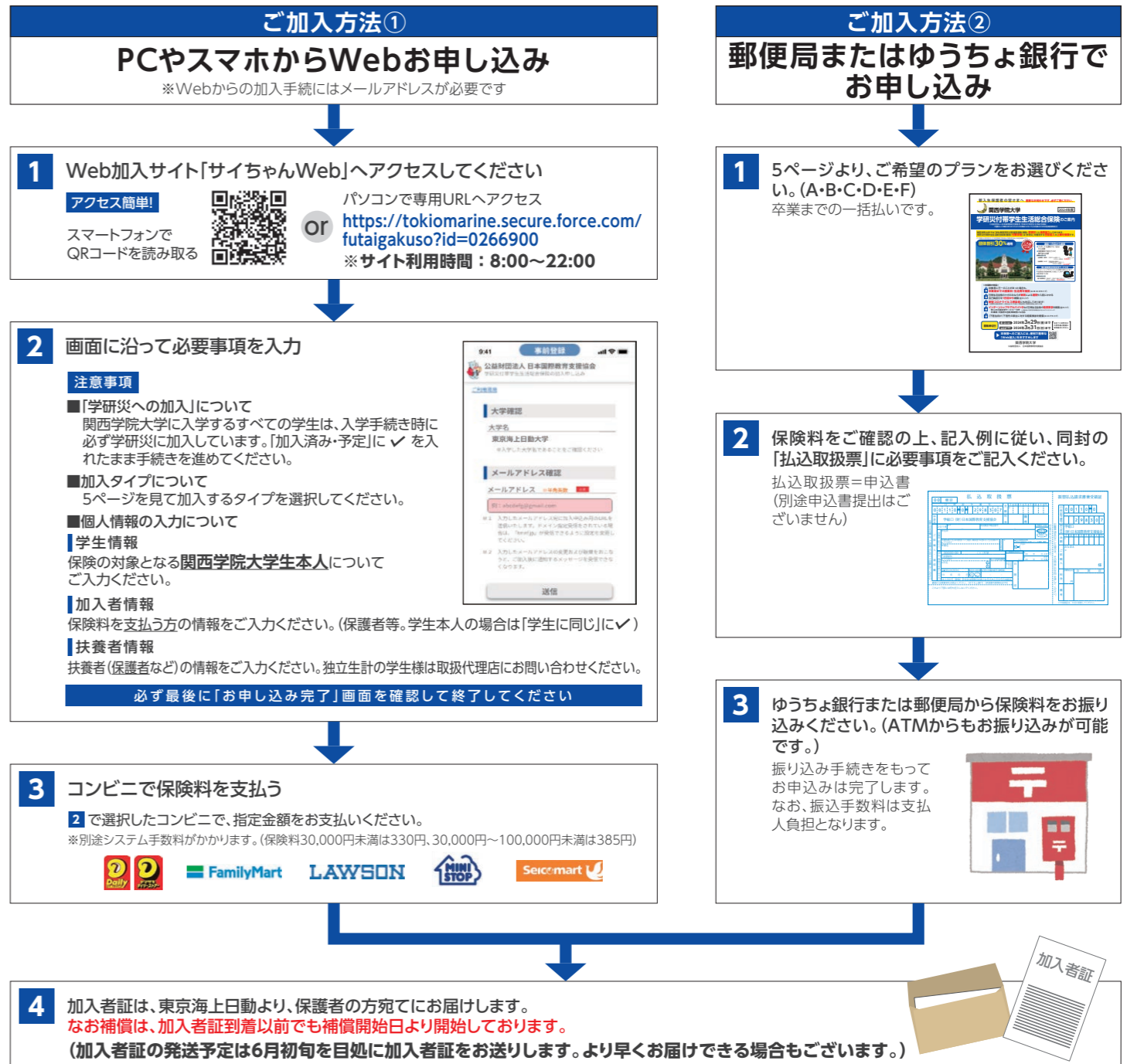
学生生活を送るうえで(1)(2)ではカバーしきれない様々な危険を補償します。

**ご加入については、P.2のお手続きが必要です。補償内容の詳細はP.3以降をご覧ください。**

(\*)この保険での「課外活動」とは、大学の規則にのっとりした所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動のことをいいます。これ以外のクラブ活動中の事故は保険金お支払いの対象になりません。ただし、正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動(大学が禁じているもの等は除きます。)に参加する場合は、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路および方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含まれます。

## ▶ご加入までの流れ

以下①もしくは②のご加入方法にてお申し込みください。



※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合(新規申込・変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料<振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

■保険期間 ▶4年間 2024年4月1日 午前0時～2028年4月1日 午後4時まで  
[卒業予定年次に応じて]

■お申込締切日 ▶ **振込の場合 2024年 3月29日(金)**  
**WEBの場合 2024年 3月31日(日)**  
いずれの場合も締切日までの保険料のお支払いで2024年4月1日補償開始となります。

- 締切日以降のお申込みも承っておりますが、補償期間開始日が遅れます。
- 2024年4月1日以降にお振込の方は振込日翌日からの補償開始となります。
- 4月30日以降にお振り込みの場合の保険料につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- 編入生などで、卒業までの期間(保険期間)がパンフレットの保険金額、保険料表に記載のない学生は取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生など)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)  
[自動車運転者][建設作業者][農林業作業者][漁業作業者][採鉱・採石作業者][木・竹・草・つる製品製造作業者](以上6職種)

# 学研災付帯学生生活総合保険は学生生活をサポートします。

教育研究活動中のみならず学生生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。卒業予定時までの長期契約ですので一度のお手続きで卒業までご安心いただけます。

保険金をお支払いする主な場合や、保険金をお支払いしない主な場合については、<補償の概要等>をご確認ください。

## 1 学資費用保険金 :ケガ(全タイプ)・病気(A・B・D・Eタイプ) (日本国内・海外とも補償)

扶養者に万一のことがあったとき。

### 学資費用保険金<ケガ>

扶養者が、交通事故等のケガにより死亡、または重度の後遺障害を被った場合に学資費用保険金をお支払いします。お支払対象期間中に実際に負担された授業料等の学資費用をお支払いします(ただし、支払い年度ごとに保険金額が限度です。)

### 学資費用保険金<病気>

扶養者が、病気により死亡した場合に補償します。お支払対象期間中に実際に負担された授業料等の学資費用をお支払いします(ただし、支払い年度ごとに保険金額が限度です。)



「学資費用」とは・・・

学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、教科書代、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。



## 2 育英費用保険金 :全タイプ共通 (日本国内・海外とも補償)

扶養者に万一のことがあったとき。

### 育英費用保険金<ケガ>

扶養者が、交通事故等のケガにより死亡、または重度の後遺障害を被った場合に育英費用保険金額の全額をお支払いします(病気による死亡や重度後遺障害は対象外です。)



「育英費用」とは・・・

当面の生活費や教育資金等、学生生活を維持するための費用をいいます。



### 学資費用保険金・育英費用保険金のお支払例

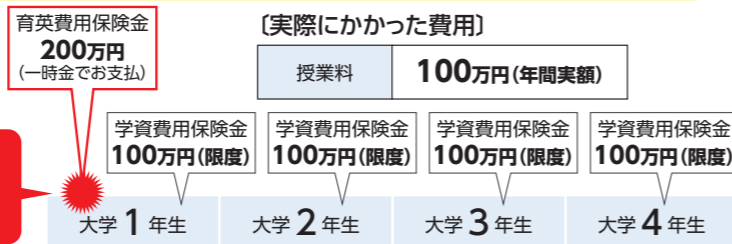
学資費用保険金では、実際にかかる学資費用を、育英費用保険金では一括して育英費用保険金額の全額をお支払いします。(但し学業費用支払対象期間内)

**学資費用保険金は1回だけでなく、毎年支払われます!**

プランA・Dにご加入の場合

保険期間	4年間
学業費用支払対象期間	4年間
学資費用保険金額	1年につき100万円
育英費用保険金額	一時金 200万円

扶養者が事故で死亡



※事故の発生の日以前に支払った学資費用は補償されません。学資費用につきましては、実際に負担した授業料等がお支払対象となります。保険金のお支払額は、年度ごとに学資費用保険金額が限度となります。

## 3 治療費用保険金 (\*1)(\*2) :全タイプ共通 (国内のみ補償)

学生本人が、ケガ・病気をしたとき。

(1日目の通院、入院から補償)

細菌性食中毒や熱中症も補償します



ケガ

サッカーの練習試合中にパスをするために踏み込んだところ、膝蓋骨を骨折した。  
お支払保険金額例 102,000円



病気

風邪で通院した。  
お支払保険金額例 3,000円

学生本人がケガまたは病気にかかり国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(\*3)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除きます。) また調剤薬局での薬代金も保険金お支払いの対象となります。

- (\*1) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (\*2) 保険期間の開始前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)
- (\*3) 自己負担分の詳細については、<補償の概要等>をご参照ください。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

率	負担率	負担額
3割	4,380円	4,000円
5割	消費税率等	税

## 4 個人賠償責任保険金(学生本人のみ補償) :全タイプ共通 (日本国内・海外とも補償)

学生本人が日常生活上の賠償事故を起こしたとき。

自転車事故の高額賠償も補償します

示談交渉サービスが付帯されています



自転車で走行中、他人にぶつかり大ケガを負わせた。  
お支払保険金額例 5,798,000円

兵庫県・大阪府自転車条例にも対応しています。

兵庫県・大阪府では、自転車利用者は賠償責任保険への加入が義務化となりました。

学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)(\*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります(ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。)。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

(\*1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。  
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

## 5 救援者費用等保険金 :全タイプ共通 (日本国内・海外とも補償)

学生本人が長期入院を余儀なくされ、実家から保護者が看病にきたとき。



搭乗している航空機が遭難した。

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、捜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。

## 6 死亡・後遺障害保険金 :全タイプ共通 (日本国内・海外とも補償)

学生本人に万一のことがあったとき。



歩いていて足をすべらせ転倒し、背骨を骨折。脊柱に変形が残った。  
お支払保険金額例 120,000円

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来のケガで死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。)

## 7 天災危険補償 :全タイプ共通 (日本国内・海外とも補償)

国内外での地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガについて、保険金をお支払いします。(ただし、ご加入タイプにセットされている以下項目に限りです。)

《対象となる項目》  
学資費用保険金(ケガ) / 育英費用保険金(ケガ) / 治療費用保険金(ケガ) / 死亡・後遺障害保険金(ケガ)

## 一人暮らし学生向け

## 8 借家人賠償責任保険金 (国内のみ補償)

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。



国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。なお借家人賠償責任については、東京海上日動で示談交渉を行いません。  
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。

※P3、P4掲載のお支払保険金額例は当社が作成した事故例であり、過去に発生したものではありません。

## 9 生活用動産保険金 (国内のみ補償)

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。



室内に侵入・放火され、全焼した。  
お支払保険金額例 311,000円

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。  
※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合(兄弟等と同居している場合を含む)はご加入できません。

## 本保険の特長

- **団体割引30%**が適用され、保険料が割安
  - ✓ 保険料は**年間10,903円**(1日あたり**30円**)から(Cタイプに加入の場合)
  - ✓ 全国の多くの学生が加入している制度で、スケールメリットにより充実の補償を割安な保険料でご加入いただける保険制度です。
- **病気(風邪等)も1日目から自己負担分を補償(調剤薬局で処方された薬代金も対象)**
- インターンシップやアルバイト中を含む**日常生活全般の賠償事故を補償**
- 一人暮らしの学生も安心の医療相談等のサービスを自動セット(メディカルアシスト<sup>(※1)</sup>)

(※1) サービス内容の詳細はP.6をご覧ください。

## 保険金額・保険料表

		自宅生用			一人暮らし学生用		
		一人暮らしの学生の方でも自宅生用タイプにご加入頂くことは可能です					
ご加入タイプ		A	B	C	D	E	F
お支払い いただく 保険料 (一時払)	<b>団体割引 30%適用</b> 2028年3月 卒業予定者 (4年間分保険料)	<b>オススメ</b> 76,710円 (1年あたり約19,178円) 1日あたり約53円	59,000円 (1年あたり14,750円) 1日あたり約41円	43,610円 (1年あたり約10,903円) 1日あたり約30円	<b>オススメ</b> 91,580円 (1年あたり22,895円) 1日あたり約63円	73,870円 (1年あたり約18,468円) 1日あたり約51円	58,480円 (1年あたり14,620円) 1日あたり約41円
	1	学資費用 <b>ケガ</b> (注4)	100万円 <学業費用支払期間(注1)>	50万円 <学業費用支払期間(注1)>	50万円 <学業費用支払期間(注1)>	100万円 <学業費用支払期間(注1)>	50万円 <学業費用支払期間(注1)>
	学資費用 <b>病気</b> (注4)	100万円 <学業費用支払期間(注1)>	50万円 <学業費用支払期間(注1)>	対象外	100万円 <学業費用支払期間(注1)>	50万円 <学業費用支払期間(注1)>	対象外
	2	育英費用 <b>ケガ</b> (注4)	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円
保 険 金 額	3	入院・通院 <b>ケガ・病気</b> (一日目から) 細菌性食中毒や 熱中症も補償します	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償 <sup>(※2)</sup>		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償 <sup>(※2)</sup>		
	4	個人賠償責任	1事故 国内:3億円 国外:1億円限度 (免責金額(自己負担額)0円) [情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度]		1事故 国内:3億円 国外:1億円限度 (免責金額(自己負担額)0円) [情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度]		
	5	救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	6	死亡・後遺障害 <b>ケガ</b> (注2) 細菌性食中毒も補償します	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	7	天災危険補償	地震・噴火・津波によるケガを補償		地震・噴火・津波によるケガを補償		
	8	借家人賠償責任 <sup>(注3)</sup>	対象外		1,000万円 (免責金額(自己負担額)0円)	1,000万円 (免責金額(自己負担額)0円)	1,000万円 (免責金額(自己負担額)0円)
	9	生活用財産 <sup>(注3)</sup>	対象外		100万円	100万円	100万円

(注1) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

(注2) 教育研究活動中の事故は本保険では補償対象とならず、学研災での補償対象となります。

(注3) 一人暮らしの学生の方でも自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入頂くことは可能です。

(注4) 独立生計の学生はお選びいただけません。取扱代理店にお問い合わせください。

(※2) 支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

上記保険料は、全国での被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率30%が適用されています。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

## こんな時のQ&A

**Q1** WEB加入の申し込みで加入タイプを誤って手続きをしてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

**A1** 未入金の方はもう一度正しい内容で加入手続きをしてください。入金済みの方はお問い合わせ窓口(代理店)までご連絡をお願いいたします。

**Q2** 誤って2回手続きをしてしまいました。何か対応は必要でしょうか。

**A2** 受付完了メールが2回届きますが、どちらか一方の保険料払込番号で保険料の払い込みをしてください。

**Q3** 加入者住所を誤って入力したまま加入手続きを完了してしまいました。保険料は入金済みです。どうしたらよいでしょうか。

**A3** 加入手続きは完了しています。完了後の変更手続きが必要になりますので、お問い合わせ窓口(代理店)までご連絡をお願いいたします。

**Q4** 「学資費用保険金」「育英費用保険金」における「扶養者」の定義は何ですか?

**A4** 扶養者は原則として被保険者(学生)の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方(被保険者が経済的に依存していることが条件です。)

**Q5** 保険に加入する前に発病した病気が悪化し、入院した場合は補償されますか?

**A5** 保険に加入する前に発病した病気が原因となるものは補償対象外です。ただし、保険期間の開始日より2年を経過した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。(先天性疾患は除く)

**Q6** 歯科治療は補償されますか?

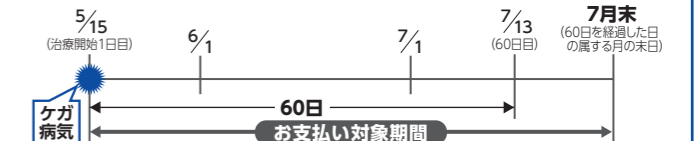
**A6** 歯科疾病治療の通院は対象外です。ただし、ケガによる入院、疾病入院は対象となります。

**Q7** 治療費の保険金請求時にはどのような書類が必要ですか?

**A7** ①保険金請求書 ②治療状況報告書 ③治療費領収証(コピーが必要となります。) ④診断書(お支払い保険金が30万円を超える場合。高額療養費の支給額は除きます。)  
※①・②・④の書類は保険会社から送付されます。

**Q8** 治療費用保険金のお支払い対象期間とは何ですか?

**A8** 通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。



## 事故が起きたら



## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。  
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

**受付時間**\*1 24時間365日 **☎0120-708-110** \*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

<b>緊急医療相談</b> 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。	<b>医療機関案内</b> 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。	<b>予約制専門医相談</b> 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。	<b>がん専用相談窓口</b> がんに関する様々なお悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。	<b>転院・患者移送手配</b> *2 転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。
--	--	---	--	--

---

### デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

**受付時間**: いずれも土日祝日、年末年始を除く  
 ・法律相談: 10:00~18:00 ・社会保険に関する相談: 10:00~18:00  
 ・税務相談: 14:00~16:00 ・暮らしの情報提供: 10:00~16:00

**☎0120-285-110**

<b>法律・税務相談</b> 提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。 [ホームページアドレス]www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。	<b>社会保険に関する相談</b> 公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。	<b>暮らしの情報提供</b> グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。
--	---	--

※ご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。  
 ※ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者<sup>1</sup>・ご親族<sup>2</sup>の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。  
 ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。  
 ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。  
 ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。  
 \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。  
 \*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。



